

国民の世論と運動で、「社会保障・税一体改革」をやめさせ、社会保障拡充への転換を！

# ほっかいどうの社会保障

2015年9月29日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

## 生活保護 冬季加算の引き下げ 広がる疑問と不安 特別基準の申請を 11/17には集団で不服審査請求

今年から、生活保護の冬季加算が見直され、引き下げが行われます。北海道の場合、支給期間が10月～4月に変更されますが（昨年まで11月～3月）、一冬の支給総額は、札幌の場合、単身者で28000円、4人世帯で5万円も下がることとなります。

北海道社保協にも、「冬季加算が下がると聞いたが本当ですか」「市役所に何とかならないかと、聞いたら、我慢してくださいと言われた」など、問い合わせや相談の電話が相次いでいます。

生活保護制度を良くする会では、11月17日に不服申請請求を呼びかけています。また、「地域別冬季加算の特別基準（1.3倍以内）が適用」（福祉事務所の判断）になる場合がありますので、申請しましょう。

- 重度障害者加算を算定している人がいる世帯 / ■介護度3以上の人がある世帯
  - 疾病・障害者等の療養で外出困難で常時在宅の人がいる世帯 / ■乳児のいる世帯
- 局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」第7 最低生活費の認定 2の(1)のア

尚、厚生労働大臣が特別基準を定めた場合もあります。

生活保護法第九条（必要即応の原則）に基づいて請求できます。

北海道では、現在、公営住宅の集中暖房で暖房費が定額で基準を上回る場合について検討中です。

## 生活保護基準引き下げ中止を求め、利用者の実態調査はじまる

生活保護制度を良くする会は、生活保護利用者の生活実態調査をはじめました。「新・人間裁判」の原告をはじめ、道内の生活保護利用者 500 世帯以上を目標に行っています。内容は、生活保護の研究者と良くする会で決め、A4版で12枚、21項目に及ぶ総合的なものです。良くする会事務責任者の三浦誠一道生連会長は、「原告が訴える生活実態は特別ではなく、多くの生活保護利用者の実態を示すことになり、裁判を支援する最大の運動になります」と調査の意義を強調します。

### 調査から見える生活保護利用者の実態

- 野菜は家庭菜園で収穫。
- 古い建物で冬は寒く、隣の生活音も聞こえる
- 学習塾や習い事は通わせられない  
生活保護費引き下げで塾をやめてもらった。子どもの教育が心配
- 電気製品・家財は、もらいものとりサイクル品
- 入浴は真夏でも余裕がないため週に1回（女性）

**「新・人間裁判」のキャラクターが誕生しました!**

しゅっぱー! とう!

憲法 25 条国民の生存権と 国の社会的責任を問う裁判にちなみ

**「にごやん」**

と命名されました。

元気な「にごやん」の イラストが入ったクリアファイル 4種類 1セット 500円で 販売しています。

裁判への支援をよろしくお願いたします。



裁判の支援のため、是非、**「にごやん」クリアファイル**をお求めください。

4種類 1セット 500円

申し込み

生活保護制度を良くする会

☎011-736-1722 FAX011-736-1688

10月12日は北海道社会保障学校 in 江別

生活保護の実態やたたかいについての報告も。